

令和2年9月第8回亙理町議会定例会会議録（第5号）

○ 令和2年9月11日第8回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小 野 一 雄	2 番	鈴 木 邦 彦
3 番	高 野 進	4 番	結 城 喜 和
5 番	安 藤 美重子	6 番	大 槻 和 弘
7 番	鈴 木 秀 一	8 番	小 野 明 子
9 番	佐 藤 邦 彦	10番	木 村 満
11番	森 義 洋	12番	渡 邊 健 一
13番	澤 井 俊 一	14番	佐 藤 正 司
15番	鈴 木 高 行	16番	熊 田 芳 子
17番	鈴 木 邦 昭	18番	佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

庶 務 班 長	佐 藤 貴	副 班 長	久 保 美 保
主 事	片 岡 工		

議事日程第5号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和元年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和元年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定について
(以上10件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番 佐藤邦彦議員、10番 木村 満議員を指名いたします。

日程第 2 認定第 1号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定
についてから

日程第11 認定第10号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定につ
いてまで

（以上10件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第2、認定第1号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認
定についてから日程第11、認定第10号 令和元年度亙理町水道事業会計決算認定に
ついてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 認定第1号から認定第9号までの9件について、会計管理者から提
案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

会計管理者兼会計課長（菊地邦博君） それでは、令和元年度亙理町一般会計並びに各種特
別会計歳入歳出決算概要についてご説明申し上げます。

お手元に決算概要説明書をご準備の上、1ページをお開き願います。

認定第1号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 令和
元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括してその概
要についてご説明申し上げます。

初めに、認定第1号 令和元年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について申し
上げます。

令和元年度の一般会計決算額は、前年度決算額と比較しますと、歳入総額で1%
の減、歳出総額で4.3%の増となり、震災以前の決算規模と比較しますと、役場新
庁舎・保健福祉センターの建設や、避難道路及び多目的広場整備事業をはじめとす
る復興事業費の関係から、依然として増大している状況であります。

それでは、歳入から申し上げます。

予算現額210億3,101万8,000円、調定額209億5,265万2,000円、収入済額は199億5,918万6,000円となっております。不納欠損額については、町税のほか分担金及び負担金で1,990万2,000円、収入未済額については9億7,356万4,000円ですが、その主なものとしては、町税の1億5,907万6,000円のほか、翌年度へ繰り越した各種事業の特定財源としての国庫支出金2億6,495万5,000円、県支出金2,255万3,000円、町債4億6,670万円などであります。

歳入決算額199億5,918万6,000円を一般財源と特定財源に区分すると、町税、地方譲与税、地方交付税などの使途が特定されない一般財源については118億3,874万4,000円となっており、一方、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金・県支出金などといった特定財源については81億2,044万2,000円となっております。

また、歳入決算額を自主財源と依存財源で区分しますと、町税、使用料及び手数料、財産収入などの町自体で調達できる自主財源については、106億3,041万9,000円で全体の53.3%、地方交付税、国庫支出金・県支出金、町債などの依存財源については、93億2,876万7,000円で46.7%となりました。

歳入決算の主なものとしては、町税が前年度比1.6%増の37億915万円。地方交付税が震災復興特別交付税の増加などから、前年度比17.7%増の43億3,644万5,000円。国庫支出金が台風19号の被害に伴う農林水産業費国庫補助金等の増加などから、前年度比29.3%増の14億4,129万4,000円。寄附金については、ふるさと納税の増により、前年度比187.8%増の2億5,889万1,000円となりました。繰入金については、東日本大震災復興交付金基金をはじめとする各種基金からの繰入れですが、前年度比13.9%減の47億6,576万3,000円。繰越金が前年度比53.8%減の11億8,041万5,000円。町債については、役場新庁舎・保健福祉センター建設事業及び小中学校空調設備事業等に係る地方債借入が増加したことから前年度比100.5%増の15億1,850万円となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額210億3,101万8,000円、支出済額190億8,354万7,000円。翌年度繰越額11億2,885万1,000円、不用額8億1,862万円となり、執行率については90.7%であります。

目的別の歳出構成比につきましては、総務費27.8%、民生費21.5%、土木費20.4%、教育費7.8%の順となっております。

このうち、総務費が復興交付金事業完了分の返還金や役場新庁舎建設事業費の増加により、前年度比56.6%増の53億1,343万6,000円。民生費は、幼児教育・保育の無償化に伴う私立保育園入所児童措置費の増加などにより、前年度比4.3%増の41億35万1,000円。教育費については、小中学校の空調設備整備事業を実施したことなどから、前年度比11.1%増の14億9,848万9,000円となりました。

これらの歳出を性質別に区分すると、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、49億1,948万5,000円で歳出総額の25.7%。普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、64億3,483万7,000円で33.7%。物件費、補助費等、繰出金といったその他の経費については、77億2,922万5,000円で40.6%となっております。

次に、実質収支について申し上げます。

歳入総額199億5,918万6,000円、歳出総額190億8,354万7,000円。歳入歳出差引額は8億7,563万9,000円となりました。年度内に事業が完了しなかった繰越明許費繰越額・事故繰越し繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源3億7,275万9,000円を控除しますと、実質収支額は5億288万円となり、このうち、4億5,200万円を地方自治法の規定により財政調整基金に積立てするとともに、残額の5,088万円を令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第2号 令和元年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う国民健康保険事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額38億9,096万8,000円、調定額39億7,459万4,000円、収入済額38億4,098万5,000円。不納欠損額は国民健康保険税で848万4,000円。収入未済額についても国民健康保険税1億2,512万5,000円であります。また、予算現額と収入済額との比較では4,998万3,000円の減で、調定額に対する収入率は96.6%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額38億9,096万8,000円、支出済額38億571万7,000円、不用額8,525万1,000

円で、執行率は97.8%であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費が26億8,915万5,000円で歳出構成比の70.7%を占め、続いて、国民健康保険事業費納付金10億870万4,000円となっております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額38億4,098万5,000円、歳出総額38億571万7,000円、歳入歳出差引額は3,526万8,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、3,000万円を地方自治法の規定により国民健康保険事業財政調整基金へ積立てし、残額の526万8,000円を令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第3号 令和元年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、町内に居住する高校生や大学生などを対象として、向学心があり学業・人物共に優秀かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる方へ奨学金を貸与し、有能な人材の育成を目的とした奨学金貸付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額719万2,000円、調定額1,499万円、収入済額744万4,000円。収入未済額については754万6,000円で、奨学金貸付金収入になります。予算現額と収入済額との比較では25万2,000円の増で、調定額に対する収入率は49.7%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額719万2,000円、支出済額697万円、不用額22万2,000円となっております。貸付者数は14人で、貸付金額は376万5,000円、執行率については96.9%であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額744万4,000円、歳出総額697万円、歳入歳出差引額は47万4,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、40万円を地方自治法の規定により、奨学教育基金へ積立てし、残額の7万4,000円を令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第4号 令和元年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計については、生活環境と公衆衛生の向上、さらには公共用水域の水質保全

を目的とした公共下水道事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

なお、本会計においては、令和2年4月1日より地方公営企業法の適用となったことから、令和2年3月末までの打切決算となっております。

歳入から申し上げます。

予算現額22億1,638万円、調定額22億2,484万9,000円、収入済額20億5,110万2,000円。不納欠損額は、受益者負担金・下水道使用料を合わせまして240万8,000円であります。収入未済額は1億7,133万9,000円で、その主な内訳については、受益者負担金・下水道使用料の7,000万円、翌年度へ繰り越す事業の特定財源として、国庫支出金4,583万7,000円、町債5,550万円であります。予算現額と収入済額との比較では1億6,527万8,000円の減で、調定額に対する収入率は92.2%となっております。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額22億1,638万円、支出済額15億6,218万7,000円、翌年度繰越額9,067万4,000円、不用額5億6,351万9,000円、執行率については、3月末までの打切決算となったことから70.5%となりました。歳出の主なものは、公共下水道・流域下水道の整備事業費、そして公債費であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額20億5,110万2,000円、歳出総額15億6,218万7,000円、歳入歳出差引額は4億8,891万5,000円となり、繰越明許費繰越額として翌年度へ繰り越すべき財源553万7,000円を控除しますと、実質収支額は4億8,337万8,000円となりました。この実質収支額4億8,337万8,000円については、公共下水道事業会計へ引き継ぐことにいたしました。

次に、認定第5号 令和元年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、公共用地取得事業の円滑な運営と、その適正な経理を行うために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額506万6,000円、調定額と収入済額は同額の504万4,000円です。歳入の主なものは、長瀨小学校用地取得費の償還金としての一般会計繰入金500万円であり

ます。

次に、歳出について申し上げます。

予算現額506万6,000円、支出済額501万7,000円、不用額は4万9,000円で、執行率については99%となりました。なお、支出済額は、全額が土地開発基金への繰入金であります。

続いて、実質収支について申し上げます。

歳入総額504万4,000円、歳出総額501万7,000円、歳入歳出差引額は2万7,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額2万7,000円については、令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第6号 令和元年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、介護保険被保険者の要介護・要支援状態の方々に対して、必要な保険給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るため設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額30億1,443万9,000円、調定額29億2,704万5,000円、収入済額29億1,583万4,000円。不納欠損額については、介護保険料で298万7,000円。収入未済額822万4,000円についても介護保険料の未収金であります。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料7億2,376万5,000円のほか、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などあります。予算現額と収入済額との比較では9,860万5,000円の減となり、調定額に対する収入率は99.6%であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額30億1,443万9,000円、支出済額28億8,874万4,000円で、執行率は95.8%となっております。歳出の主なものにつきましては、保険給付費が26億5,967万2,000円で、支出済額の92.1%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額29億1,583万4,000円、歳出総額28億8,874万4,000円、歳入歳出差引額は2,709万円で、実質収支額についても同額であります。このうち、2,500万円を地方自治法の規定に基づき、介護保険給付準備基金へ積立てし、残額の209万円を令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第7号 令和元年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定につ

いて申し上げます。

本会計は、わたり温泉島の海事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額937万4,000円、調定額と収入済額は同額の937万9,000円となりました。予算減額と収入済額との比較では5,000円の増、調定額に対する収入率は100%であります。

歳入の主なものは、わたり温泉島の海運営基金からの繰入金886万7,000円のほか、消費税還付金などであります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額937万4,000円、支出済額871万7,000円、不用額65万7,000円、執行率は93%となりました。歳出の主な内訳は、管理運営費871万4,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額937万9,000円、歳出総額871万7,000円、歳入歳出差引額は66万2,000円で、実質収支額も同額であります。このうち、50万円を地方自治法の規定により、わたり温泉島の海運営基金へ積立てし、残額の16万2,000円を令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

次に、認定第8号 令和元年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障害があると認められた方を対象とした後期高齢者医療給付事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額3億5,508万8,000円、調定額3億5,183万6,000円、収入済額3億4,908万3,000円。不納欠損額は、後期高齢者医療保険料で78万1,000円。収入未済額についても、後期高齢者医療保険料197万2,000円であります。予算現額と収入済額との比較では600万5,000円の減、調定額に対する収入率は99.2%となりました。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額3億5,508万8,000円、支出済額3億4,567万6,000円、不用額941万2,000円で、執行率は97.3%であります。歳出の主なものについては、後期高齢者医療広

域連合への納付金で、支出済額の96.1%を占めております。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 3 億4,908万3,000円、歳出総額 3 億4,567万6,000円、歳入歳出差引額は340万7,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額340万7,000円は、令和2年度へ繰り越すことにいたしました。

最後に、認定第9号 令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

本会計は、工業用地等造成事業の円滑な運営と、その経理の適正を図るために設置された会計であります。

歳入から申し上げます。

予算現額 3 億172万円、調定額と収入済額は同額の 2 億9,966万6,000円でありま
す。予算現額と収入済額との比較では205万4,000円の減、調定額に対する収入率は
100%となりました。歳入の内訳については、一般会計繰入金 2 億9,660万円、繰越
金306万6,000円であります。

続いて、歳出について申し上げます。

予算現額 3 億172万円、支出済額 2 億9,927万2,000円、不用額244万8,000円で、
執行率は99.2%となりました。歳出の主なものについては、造成事業のため借入れ
した町債の償還金 2 億9,877万5,000円であります。

実質収支について申し上げます。

歳入総額 2 億9,966万6,000円、歳出総額 2 億9,927万2,000円、歳入歳出差引額は
39万4,000円で、実質収支額も同額であります。この実質収支額39万4,000円は、令
和2年度へ繰り越すことにいたしました。

以上で、認定第1号 令和元年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第
9号 令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定までの概要
説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、各担当課長よりお答えいたしますので、慎重審議の
上、認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 会計管理者の説明が終わりました。

次に、認定第10号について、上下水道課長から提案理由の説明を求めます。上下
水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、お手元の亶理町水道事業会計決算概要説明書の1ページをお開き願います。

令和元年度亶理町水道事業会計決算概要。

認定第10号 令和元年度亶理町水道事業会計決算の概要についてご説明いたします。

水道事業経営につきましては、安全で安心な水道水を低廉・安定的に供給することに意を用い、公営企業の独立採算制を踏まえて、経営の健全化、効率化に鋭意努力してまいりました。なお、当年度収支につきましては、1億1,639万6,209円の純利益（黒字）を計上することになりました。

また、資金面においては、現金の収入を伴わない収益として長期前受金戻入が6,882万8,640円あり、現金支出を伴わない経費であります減価償却費等が2億2,422万1,601円の費用化をされております。実質現金収支での現金預金残高は、前年度より6,939万8,681円増の10億8,395万8,207円となりました。

それでは、令和元年度における業務内容であります。年度末給水戸数は1万2,495戸で、前年度より206戸、率にして1.68%増加し、給水人口は3万3,129人で、前年度より94人減少しております。なお、普及率は前年度と同じ98.9%となっております。

また、年間の有収水量は、2,640立方メートル減の329万7,113立方メートル、1日平均にしますと9,033立方メートルとなります。有収率は前年度より1.49ポイント下降し、89.98%となっております。

次に、決算報告書の内容ですが、収益的収入及び支出から申し上げます。

まず、収入ですが、水道事業収益では、予算額9億3,509万4,000円に対して決算額9億4,846万9,522円で、1,337万5,522円の増となっております。

なお、給水収益である水道料金は、前年度と比較して51万7,636円減となっております。営業外収益のうち加入金が前年度と比較して334万円、率にして10.70%の減となっております。また、長期前受金戻入は6,882万8,640円となっております。

続いて支出では、最小の経費で最大の効果を上げることに意を用い事業経営に当たった結果、水道事業費用では、予算額8億7,127万1,000円に対して決算額8億1,023万3,666円で、6,103万7,340円の不用額となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入ですが、予算額 2 億 2,844 万 3,000 円に対して決算額 2 億 2,440 万円で、404 万 3,000 円の減となっております。

また、資本的支出では、予算額 5 億 7,756 万 7,000 円に対して決算額 4 億 6,602 万 661 円、翌年度繰越額が 8,800 万円で、2,354 万 6,339 円の不用額となっております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出額に対して 2 億 4,162 万 661 円不足しておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,563 万 9,291 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 5,355 万 2,598 円、過年度分損益勘定留保資金 6,242 万 8,772 円で補填した次第であります。

以上までの決算報告については、消費税及び地方消費税込みの額で、それぞれ決算書の備考欄に付記いたしております。

次に、経営状態であります。損益計算書に示してありますように、当年度は 1 億 1,639 万 6,209 円の純利益（黒字）を計上することになりました。

なお、当年度の純利益 1 億 1,639 万 6,209 円と、前年度より繰越しております繰越利益剰余金 9,090 万 728 円を合わせた当年度の未処分利益剰余金につきましては 2 億 729 万 6,937 円となりますが、うち 1 億円を減債積立金に積立てし、うち 1 億円を建設改良積立金に積立てし、残りの 729 万 6,937 円を翌年度に繰越したいと考えております。

次に、給水原価であります。今年度の 1 立方メートル当たりの給水原価は、前年度より 1 円 38 銭減の 209 円 77 銭で、これに対して供給単価は、前年度より 3 銭増の 231 円 57 銭となっております。

なお、剰余金計算書については、決算書に記載のとおりでありますので、省略いたします。

次に、財政状況であります。貸借対照表で明らかなおと、資産合計 65 億 4,288 万 987 円で、これは昭和 41 年の水道事業創設以来、今日まで蓄積した総資産であり、その源泉については負債、資本に示しているとおりであります。

次に、建設改良費であります。生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、農道悠里線外配水管布設工事（1 工区）外 1 件、災害復旧事業で荒浜江下線配水管布設工事外 1 件を施工しました。一般配水管工事が 5 件、設備更新工事等 12 件を施工しております。

さらには、配水管等漏水修理 28 か所を行い、水道水の安定供給に万全を期した次

第であります。

今後は、給水人口の減少等により給水収入の減少が懸念されますが、長期計画の展望に立ち、さらなる経費の節減等経営の効率化を図り、地震・災害などに強いライフラインの構築及び水圧不足の解消等に努め、より一層安全で安定した良質な水道水の供給を目指し、努力してまいる所存であります。

以上で概要説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長の説明が終わりました。

当局からの説明が終わりましたので、これに対し監査委員から監査結果の報告を求めます。代表監査委員、登壇。

〔代表監査委員 渋谷 憲之 君 登壇〕

代表監査委員（渋谷憲之君） 監査委員を代表して、私、渋谷から令和元年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

決算審査意見書をご用意ください。

地方自治法、地方公営企業法及び財政健全化法の規定により、審査に付された令和元年度亘理町一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算、基金の運用状況、水道会計の決算並びに財政健全化法による審査を実施いたしました。

決算概要については、先ほど会計管理者から詳しく説明がありましたので、なるべく重複しないように、決算審査意見書に基づいて概要報告いたします。

1 ページをご覧ください。1 ページには、審査の対象となった一般会計と8つの特別会計、基金、審査の期間、方法を記載しております。

2 ページは、審査の結果を記載しております。

3 ページは、決算の総括として一般会計と特別会計の合計決算額を記載しております。予算現額308億3,124万5,080円、歳入額294億3,772万3,335円、歳出額280億584万7,131円、差引額14億3,187万6,204円となっております。前年度に比べ歳入額は0.51%減少し、歳出額は1.53%増加しております。

5 ページをご覧ください。

各会計の歳入歳出決算概要については、表のとおりです。

ここでは一般会計、特別会計の合計で申し上げます。

上の表、歳入の概況は、一般会計と特別会計の予算現額、調定額、収入済額など

を集計したもので、予算額に対する収入割合は95.48%、調定額に対する収入割合は95.70%となっております。

不納欠損額は3,456万1,230円となっており、前年度に比べ837万5,187円増加しております。

収入未済額は12億8,777万1,439円となっており、前年度に比べ1億3,059万3,451円減少しております。

下の表は、歳出の概況となっております。予算現額に対する執行率は90.84%で、不用額は16億587万2,949円となっております。

6ページからは、一般会計の歳入歳出決算です。下の比較表のとおり、前年度に比べて歳入決算額は減少し、歳出決算額は増加しております。

9ページ、10ページをご覧ください。

歳入の総括表ですが、収入済額Cの歳入合計額は199億5,918万5,704円で、前年度に比べて2億332万5,718円減少しております。また、不納欠損額では1款町税、12款分担金及び負担金で発生しており、合計は1,990万1,858円となっております。収入未済額は、主に14款国庫支出金と21款町債で発生しており、合計は9億7,356万4,808円で、前年度に比べ962万964円減少しております。

11ページをご覧ください。款別歳入決算状況の前年度比較表です。

前年度に比べて、18款繰入金、19款繰越金等が減少しており、歳入合計では対前年度比率98.99%となっております。

12ページは、町税の前年度比較表です。

前年度に比べて増加したのは、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税となっており、町税合計の対前年度比率は101.63%となっております。また、調定額に対する収納率は95.40%で、下の表、収入状況に記載のとおり、過去5年間は横ばいの状況です。

13ページは、町税の税目別収入の状況です。

15ページから17ページには、各款ごとの説明を書いておりますので、後ほどご覧ください。

18ページは、一般会計歳出の決算状況となっております。

19ページをご覧ください。

歳出の総括表ですが、支出済額Bの歳出合計額は190億8,354万6,820円となって

おり、前年度に比べて7億9,145万284円増加しております。構成比を見ると、2款総務費が全体の27.84%を占めております。歳出合計の執行率は、前年度より3.44ポイント高い90.74%となっております。

また、震災関連事業など執行完了できなかったために発生した翌年度繰越額は、事故繰越を含め11億2,885万1,000円となっております。そのうち、括弧内の翌年度へ繰り越すべき財源は3億7,275万9,000円となっております。

21ページをご覧ください。

款別歳出決算の対前年度比較表では、前年度に比べ、主に2款総務費、4款衛生費、7款商工費が増加しており、歳出合計額は前年度に比べ4.33%の増加となっております。

22ページから24ページまでは、各款ごとの説明を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

25ページから28ページにかけて、繰越明許費繰越計算書、続けて事故繰越し繰越計算書を記載しております。後ほどご覧ください。

29ページをご覧ください。地方債現在高です。

一般会計の地方債については、起債として1番目の一般公共事業等債を含む6つの地方債で合計15億1,850万円の発行がありました。全ての地方債で償還をしておりますが、差引年度末残高は前年度と比べて7億1,306万9,260円増加しております。

公共下水道事業特別会計及び工業用地等造成事業特別会計は、いずれも前年度に比べて年度末現在高は減少しております。

水道事業会計を含めた地方債残高の合計は214億4,543万8,149円で、前年度に比べ3億581万7,085円増加しております。3月末の人口が3万3,498人ですので、町民1人あたりに換算しますと64万201円となっております。

30ページ下から31ページにかけては、一般会計から他会計への繰出金、負担金の状況を記載しております。亶理地区行政事務組合への負担金は減少しておりますが、特別会計等への繰出金や亶理名取共立衛生処理組合への負担金は増加しているため、合計額は前年度に比べて2億7,201万9,763円増加しております。

32ページから44ページまでは、特別会計の歳入歳出決算状況となっております。

歳入歳出決算状況については、前年度と比較できるように各会計平成30年度と令和元年度の2年分を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

なお、そのうち、事業執行の完了ができなかったため翌年度へ繰り越した額は、38ページの公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の9,067万4,000円となっております。

45ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

(1)の実質収支の状況では、一般会計と特別会計の合計額を記載しております。実質収支額は、合計で10億5,358万204円となっております。

(2)の財政の構造ですが、一般会計において前年度と比較すると、一般財源は、財政調整基金繰入金等が減少したことにより6.02%減少し、特定財源については、地方債や庁舎建設基金繰入金などが増加したことにより7.34%増加しております。一般財源と特定財源の構成比率は59.31対40.69となっております。また、自主財源と依存財源の構成比率は53.26対46.74となっております。

46ページには、歳出の性質別構成の3年間の推移表を記載しております。投資的経費が、新庁舎及び保健福祉センターの建設事業や台風19号に係る農林業施設災害復旧事業等に伴い増加しております。

47ページは、財政分析主要指数の推移です。普通会計における財務比率と財政健全化法による財政健全化判断比率を3年分並べて記載しております。この財政分析は、財政収支の均衡が保たれているか、財政構造の弾力性はどうかなど、総合的な財政状況を数値で表しているものです。また、効率的で公正な財政運営がなされているか、行政水準の確保、向上は図られているかなど、将来の行財政運営にどう反映させるか判断する重要な財政分析資料でもあります。

上の表をご覧ください。

①の経常収支比率は92.1%で、前年度に比べ2.7ポイント改善しております。

②の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字のため、比率は前年度に引き続き数値は算定されませんでした。

③の実質公債費比率は4.8%で、前年度に比べ0.1ポイント改善しております。

④の将来負担比率は、将来の財政悪化の可能性を示す資料ですが、前年度に引き続き数値は算定されませんでした。

⑤の積立金現在高比率は126.5%で、庁舎建設基金、震災復興基金、東日本大震災復興交付金基金等の減少により、前年度に比べ46.3ポイント低下しております。

⑥の地方債現在高比率は、前年度より10.6ポイント増加し、149.4%となっております。

ります。

⑦の財政力指数は0.58となっております。この指数は、財政基盤の強さを示す数値で、この数値が大きいほど財政力が強いとされております。

参考に、互理町の平成30年度、令和元年度のレーダーチャートを記載しておりますが、30年度分については、県の市町村課が今年3月に公表したもので、上記④から⑥の比率をそれぞれ4段階に分類し、公表しているものです。元年度分はまだ公表されておられませんので、参考までに30年度の4段階の数値で作成しております。

47ページの下から48ページにかけて、各区分の説明を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

49ページをご覧ください。一般会計と特別会計の歳入歳出の決算総括表です。

決算収支の内容と実質単年度収支までを一覧表にし、全体の決算収支の状況が把握できるように作成したものです。この表は、特別会計への繰出金等を控除しない決算書の数字のままで作成しておりますので、後ほどご覧ください。

51ページからは、財産に関する調書です。土地・建物は、新庁舎・保健福祉センターや鳥の海公園多目的広場の新築整備等の取得により増加しております。

52ページの出資による権利は増減がなく、4,700万1,000円となっております。

(5)の債権は、履行開始前の債権で未調停のものが記載されております。年度末現在高は7億846万1,000円で、前年度に比べて9,578万7,000円減少しております。

53ページをご覧ください。

53ページから55ページは、基金の残高と増減状況ですが、年度末現在高は98億6,794万7,000円ですが、出納閉鎖期間中の増減も含めると、前年度末に比べて32億7,714万2,000円減少しております。なお、基金の運用益は、利子収入122万4,000円となっております。

56ページは、定額の資金を運用する基金の運用状況です。土地開発基金の年度末現在高は1億6,834万円で、前年度に比べて501万7,000円増加しておりますが、国民健康保健出産費貸付基金は増減がありませんでした。

57ページからは、結びとして、令和元年度の一般会計並びに特別会計の決算審査の概要を記載しております。総括しますと、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数も諸帳簿と符合し、正確

であることを認めました。また、各会計の予算執行及び事務処理においても、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認めました。基金の運用状況に関する調書においても、その運用状況は適正で、表示された計数も正確であると認めました。

次に、水道事業会計の決算審査結果についてご報告申し上げます。次の緑色の色紙のところからです。

1 ページは、審査の対象、期間、方法、結果を記載しております。

2 ページは、収益的収入及び支出、3 ページは資本的収入及び支出、それぞれの内容を税込み金額で記載しております。

4 ページ、経営の成績の内容については、損益計算書でご説明いたしますので、18ページをご覧ください。

前年度と比較できるように2年分を並べ、税抜き金額で計上しております。先ほど上下水道課長から説明のあったとおり、前年度に比べて貸方計である総収益は8億7,749万1,563円と1.06%減少しており、借方計である総費用は7億6,109万5,354円と1.17%減少しております。総収益から総費用を差し引いた元年度の純利益は、前年度より0.35%減少した1億1,639万6,209円となっております。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額をプラスした翌年度への繰越額となる当年度未処分利益剰余金は、2億729万6,937円となっております。

6 ページにお戻りください。

公営企業である水道事業は、営利を目的にしているわけではありませんが、貸借対照表と損益計算書の内容を分析してみますと、総資本に占める自己資本の割合を示す自己資本構成比率は、公営事業として低率であることはやむを得ないが、経営の安全性等を見る流動比率及び固定資産対長期資本比率は、いずれも経営指標は目安とされる適正水準を満たしております。

8 ページをご覧ください。キャッシュフロー計算書を記載しております。

当年度における資金は、事業活動で得た2億8,293万2,211円と財務活動で得た2,328万8,437円を、固定資産取得等に係る投資活動に2億3,682万1,967円を充てた結果、資金は前年度末に比べ6,939万8,681円増加し、今年度期末残高は10億8,395万8,207円となっております。

10ページには、結びとして、事業収支の状況を記載しております。決算諸表は、地方公営企業法及び関係法令により適正に作成されているものと認めました。経営面については、財政比率の動向、業務実績並びにキャッシュフローの分析により、おおむね良好と認めました。

亙理町総合発展計画等の長期計画に基づき、水道施設の耐震化、老朽管の更新事業、災害に強いライフラインの構築など、水道事業の着実な推進には今後も財政負担の増加が見込まれるため、常に経営基盤の強化並びに健全運営を意識し、安全で良質な水道水の安定供給に努められるよう望みます。

次に、財政健全化法による審査意見についてご報告申し上げます。次の緑色の色紙のところからです。

1ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による審査の概要としては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果については、下の財政健全化判断比率の表にあるとおり、法に基づく4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質赤字額は発生しておらず、良好な状態を示しております。

実質公債費比率は4.8%で、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示しております。

将来負担比率については、償還に充てることのできる収入見込額が債務より上回っており算定されないため、良好な状態を示しております。

その下の表、資金不足比率では、法非適用企業である公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計が対象となっており、審査の結果、いずれも資金不足は発生しておらず、良好な状態を示しております。また、審査に付された財政健全化比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

2ページ以降には、各比率の計算式を記載しましたので、後ほどご覧ください。

次の緑の色紙からは、法適用企業の水道事業会計の経営健全化審査ですが、これについては、資金不足比率で経営状況の健全性を判断することになっております。

1ページをお開きください。

実質的な資金不足比率は、資金不足が発生していないため比率は算定されず、経営健全化基準を下回っていることから、良好な状態にあると認めます。

審査の結果、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認めました。

以上で決算審査意見についての概要説明を終わりますが、総括を申し上げますと、令和元年度一般会計決算状況は、依然として震災前の財政規模を上回る状況が続いております。復興の早期完遂が最優先課題の中、公共施設の老朽化対策など多額の財源を必要とすることが見込まれますが、国による財源措置は減少傾向にあり、町財政における財源確保は引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

引き続き、収入未済額発生の未然防止と、未納者個々の実態を把握した上で適切な債権回収策を講じ、収入未済額の縮減に努められるとともに、不納欠損の判断に当たっては慎重かつ厳正な対応を図り、より一層の効果的な財政運営及び自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

また、基金については、近年、財政調整基金の残高も大きく減少していることから、今後の事業費の増大に備えて引き続き基金の取崩しを抑えながら、適切な管理に努めていただきたいと思います。

今後、少子高齢化の進行による社会保障や公共施設、インフラの老朽化対策への支出の増加に加え、消費税の引上げ及び新型コロナウイルス感染症による影響など、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられるので、限られた経営資源を効率的に配分し、町民のニーズに対応しながら、将来にわたり持続可能で安定的な行政運営に努めていただきたいと思います。

また、令和2年度は、亘理町震災復興計画の最終年度として、残された事業に着実に取り組み、復興の総仕上げを行うとともに、第5次亘理町総合発展計画の前期基本計画の最終年度として、各種施策のさらなる推進を期待いたしまして、令和元年度決算審査結果の概要報告とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 監査結果の報告が終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより総括質疑に入ります。

総括質疑は、認定第1号から認定第10号までの10件について一括して行います。

通告者は、質疑を許可いたします。

15番。鈴木高行議員、登壇。

〔15番 鈴木高行君 登壇〕

15番（鈴木高行君） 15番、鈴木高行です。

私は、特認校制度の導入をした高屋小学校、荒浜中学校の成果と問題等について質問いたします。

高屋小学校が小規模特認校として運営開始から約3年が経過し、小規模特認校として運営してきた中での成果、課題を伺います。学習面でどのような成果、問題点があったのかと、あと学校生活面での成果、問題点、それぞれの、荒浜、高屋の小中の問題点の解決策などについて伺います。

この問題については、亘理町のみならず、どこの市区町村においても少子化の傾向にあり、地域や小規模校では児童生徒の確保が悩みの種で、大変苦勞されて教育行政に取り組んでいると考えます。

本町においても、平成29年度から高屋小学校が通学区域に関する規則を改正し、他の通学区域からの就学を認める小規模特認校制度を導入しました。高屋小学校、荒浜中学校の取組で、児童生徒の確保や複式学級、縦割り指導による児童生徒の学力の向上は図られたか、また保護者の反応はどうであったか、その成果、問題等を伺います。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 特認校制度の導入による成果と問題等ということで、まず第1点目の学習面における成果と問題についてでございますが、平成29年10月より高屋小学校を小規模特認校として指定しまして、高屋小学校の通学区域はそのままで、通学区域外の児童が就学できる制度を導入したものでございます。当時の導入の背景としましては、児童数の減少により、平成30年度から4つの学年において複式学級にならざるを得ない状況となったのが一番の理由でございます。

ご質問の小規模特認校として運営した中での学習面における成果につきましては、少人数ゆえに個のニーズに応じた極めてきめ細やかな指導が可能となりまして、児

童一人一人が「できた・分かった」という達成感を味わいながら学習を進められていることと考えております。また、他校との違いを打ち出した特色ある教育活動、郷土伝統、農業体験などの実践を通して、郷土に誇りを持ちながら、以前にも増して多くの児童が学習に意欲的に取り組む様子が見られるようになってございます。

一方、学習面におきましては、特筆すべき問題はございませんが、町内学校における傾向としまして、全国学力・学習状況調査等の結果から、全国的な課題でもあります国語科における文章を読解する力の育成、それから算数科における基礎・基本の定着と捉えております。

続きまして、2点目の学校生活面での成果と問題についてでございます。

学校生活面での成果につきましては、縦割り班（学年の域を超えた活動）や人権・福祉教育で思いやりや想像力を育む活動を行いまして、「一人一躍、全員主役」をスローガンとして、児童一人一人に役割が与えられております。他校で学校に行けなかった児童が元気に登校しまして、生き生きと学習や運動、委員会活動などに一生懸命励んでいる姿が見られます。このようなことから、思いやりのある、やり抜くたくましい子供が多く育っていると感じております。

一方、問題点としましては、児童の中には、前の学校での不登校や人間関係での悩みを抱えて転入に至ったケースもありますことから、児童の心のケア、保護者対応等での苦労があるものと捉えているところでございます。

最後になりますが、それぞれの問題点の解決策についてでございます。

学習面につきましては、基礎・基本の習得を図るために、学校内で指導方法を統一しました「学習指導の方針」を作成しまして、これに沿った授業を実践しているところです。また、小規模校だからこそできる利点を生かしまして、6年生の希望者を対象に小学校算数を総復習します放課後算数教室等の学び直しにも取り組んでいるところでございます。

学校生活につきましては、児童の心のケアや保護者の対応など、学級担任の枠を超えて学校全体で取り組んでいくことでございます。教職員においては、高屋小学校の子供という捉えではなくて、亘理町の子供を育てるという意識で真摯に指導に当たっており、子供も保護者も安心感を得ていると評価をいただいているところでございます。

一方、不適応を抱える児童につきましては、人的環境を整える必要がございます

ため、本年度より特別支援教育支援員を増やしまして、きめ細やかな対応に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） まず、この制度を導入したことについて説明があったんですけども、小規模できめ細かな指導、地域と連携し共に歩む教育活動に賛同し、小規模校で教育を受けさせたいという希望に応える必要性があると判断したと、導入した理由、これに応えているかということ、一つはね。

大体どこの学校でも、小規模校、亘理町で言えば、このほかにも小規模校ありますね、考えようでは。そうした場合、今は高屋小学校と荒浜中学校だけれども、吉田小学校、吉田中学校でも大体似たような人数で、それは将来的には減少していくというような形になると。そうした場合、教育長に聞くけれども、いずれ学校再編とかね、そのような形にもなるのかとか。「痛みを伴う改革」というのは前の町長も言っていたけれども、いずれ財政上の問題とかいろいろ出てきて、痛みを伴う改革というのは必ずこれは出てくることだと思います。町長の問題ですけれども、設置者としてですね。そういうものまでこれは含んでいく一つの問題点の提示なのね、この小規模校の特認校というのは。

だから、この地域でどのような反応を示しているか、保護者がどのような反応を示しているか。多分、地域の方々とか保護者は、特認校に指定されると、将来何年後かには痛みを伴う改革の中で廃校になるとか、統合になるとか、そのような懸念を地域とか保護者は持っていると思うの、将来のことを考えればね。そういうものをクリアするためにもこの特認校制度を導入したのだから、やっぱり児童生徒の確保、あとは教育の質の問題、そういう面でやっぱり特色ある教育活動をしていかないと、皆さんが納得しない、地域の方々も納得しない、学校としての在り方も問われると。

今は、外部の委員は何と言うんだっけか、教育なんとかという委員、3人ぐらいいるね、学校の。（「教育支援員」の声あり）支援員じゃなくて、外部の。保護者でなくて、上の、何て言うんだ……。まあ、いいです。そういう制度で、学校は外部からの情報を仕入れているようだけれども、その程度の情報では、学校はまだまだ足りないと思うんです。今、学校経営委員会というのもつくれるんだから、学校

経営委員会なども設置して、その地域の中でこの学校をどういうふうにしようかと、そういう問題まで取り組んでいかないと、特認校制度だけではなかなか解決できない問題だと私は思うのね。その辺の中身について、教育長のほうから答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） まず、小規模特認校にして、それは子供たちの成長のほうにどのようになっているのかと。これは間違いなく、子供たちの姿を見てももらえれば間違いないだろうというふうに思います。ほかの学校、大きな学校で、自分の活躍の場がなかなかなかった子供たちが、一人一役で活躍する場面がありますので、それから一人一役も含めて、今までなかなか学校に適応できなかったお子さんも学校に来て学習をしているという話を聞いておりますので、保護者のほうも十分それは、小規模特認校のほうに行ったことに関しては満足しているだろうなというふうに思います。

ただ、受ける側のもともとの高屋小学校の保護者にとっては、なかなか地域が広域にわたりますので、PTA活動とかで若干苦勞されているという声は聞きますけれども、今議員のほうでおっしゃったとおり、高屋小学校はコミュニティスクールにも取り組んでおりますので、地域の方に入ってきて、いろいろなご意見を聞きながら進めているというところでございます。

それから、学校再編になるのかというお話がございましたけれども、県内でも小中学校が多く統廃合を進めていることは事実でございます。現に栗原市では、今のところ二十数校しかもう多分ないと思うんですけれども、大規模な学校統廃合がございましたし、これは気仙沼管内でも同じですし、それから大河原管内でも全く同じでございます。児童生徒が減少しているという事実は、これは事実の中で学校をどう存続させていくかというのが、町当局として、教育委員会としても考えていかなきゃいけないなというところでございます。

現在、亘理町立小・中学校教育環境整備検討委員会というのがありますけれども、2回ほど会議を開催させていただいて、将来にわたる子供たちの教育環境についてどうあるべきかと、そういう話合いを始めたばかりでございます。ですので、中身についてはまだここで申し上げる段階ではありませんけれども、将来的にどんな形がいいのかというところを、その検討委員会、そして教育委員会も含めて、町民の

方にご意見を頂戴していきながら、方向づけを図っていきなというふうを考えているところでございます。

なお、県内で小規模特認校を採用している市町村、例えば栗原市だと花山小学校、気仙沼市だと月立小学校、柴田町だと実は柴田小学校が今年度の2学期から小規模特認校を取り入れているところでございます。それぞれの市町村が、それぞれの学校を存続させるために、いろいろな方法を考えながら取り組んでいるところがございますので、先ほど申し上げました教育環境整備検討委員会の中で、今後の学校の在り方について検討してまいりたいというふうを考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かに、今私が感じたのは、やっぱり不登校の子供とかそういう子供も対応になって、ある程度カバーできているのかなというふうなことではいい傾向にあると思いますけれども、実際、小規模を解消するまでにはいかない、対応、やり方がね。そのやり方として、どこの時点で、高屋小学校が特認校だからどこの通学区域からも通学できますよとか、荒浜中学校ができますよと、そういうような亘理町全体へのPRも足りないし、どうやったらここの学校に行けるんだと、そういう制度ありますよというの、大体分からないと思う。だから、亘理小学校にばつと行くし、最終的には亘理小学校の学区制度、学区割、通学区域を改修するとか、変えるとか、いろいろな方法はあると思うけれども、やっぱり集中的なところに集中して、逢隈小学校に集中すると。

そうした場合の解消方法というのは、まずこの特認校制度もそれはいいんだけど、やっぱりある程度割り振りというの必要だし、そういう面でもこの特認校制度がね、使える制度として、通学区域の改編とか、そういうものもこれには含まれてくると思うし、一般に児童生徒を持っている保護者に対する周知の方法と、本当の特徴はこうですよと、さっきの導入の経過というのはあったけれども、導入の経過が皆さんに知れ渡れば、特認校は少人数学級で、縦割りで、そういうメリットがいっぱいあるんだというのを分かれば、ほかの通学区域からも通ってくるような形にもなるし、ここで言っている塩竈市の浦戸小中学校かな、これだって塩竈市内から船で通ってくる子供がいるというような話なので、やっぱりそういうのをPRされればわざわざ海越えて通ってくる子供もいるんだ、保護者が理解すれば。そういう理解度がまだ足りないんだと一つは思うし、そういう面で、やっぱりこの小規

模校をいつまでも地域の中で、学校として、地域で育てられるようないろいろな対応策というのは考えるべきだと思います。

ただ、人数が多分、1人、2人ぐらいしか該当者いないのかな、何人くらいいるのか分からないけれども、そういう問題だと思うので、もうちょっとこの特認校の制度のよいところをPRして、通ってもらえるような形を取る、そういう方法が考えられると思うんですね。だから、いろいろ創意工夫して、みんなに好かれる学校になるような、制度改革を導入したんだから、それを多いに利用してやってもらうということ。教育長からひとつ。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 令和2年度の状況ですけれども、実はもともとの高屋小学校学区の在校している子供たちは僅か57%です。ほかの学区から行っている子供たちは43%にも、約半分でございます。これが始まってからの学年、今の1年生、2年生、3年生は、半分以上がほかの学区から行っておりますので、今議員がおっしゃられたもっとPRということでございますが、十分それを保護者の方は認知をしていわれているというふうに考えてよろしいんじゃないかなと考えております。

ほかの学区から子供が行かなかつたら間違いなく、複式の学級になっていたことは間違いございませんので、もともとこの導入の大きな狙いの一つが高屋小学校の複式学級を何とか解消したいということですので、そういう意味では、今、高屋小学校に在籍している子供たちの約半数が学区外からの通学ですので、そういう意味では大きな効果が今のところはあるのかなというふうに考えております。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

次に、1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄でございます。

私は、大綱1点ですね、農村漁村地域復興基盤総合整備事業、大変長ったらしい名前でございますけれども、簡単に言えば圃場整備事業というふうにご理解願いたいと思います。それで、圃場整備についてというふうにしてありますけれども、圃場整備の進捗と成果についてというふうにご理解を賜っていただければいいのかなと思っております。

それでは、質問に入りますが、農村圃場整備の事業については、本町においては約1,200ヘクタールが整備されて、令和2年度の事業完了予定を見ております。

そこで、質問に入ります。

(1)として、圃場整備推進対策事業の事業内容、これは全体の関係で質問いたしますので、答弁をお願いしたいと思います。

それから、(2)番目として、これは地区を限定して、吉田東部2期地区の換地業務の進捗状況について。

3つ目として、同じく吉田東部2期地区の創設農用地、これは畑であります、この整備の進捗状況についてお尋ね申し上げます。

議長(佐藤 實君) 農林水産課長。

農林水産課長(菊池広幸君) それでは、まず第1点目の圃場整備推進対策事業、こちらの内容についてでございますが、本町では、震災後における優良農地の再生を目的といたしまして、単なる農地の復旧にとどまることなく、農村漁村地域復興基盤総合整備事業、こちらを活用いたしまして、町内7地区、約1,200ヘクタールの圃場整備事業に取り組んでおります。

ご質問の圃場整備推進対策事業、こちらにつきましては、圃場整備事業の円滑な推進のために必要な施策を講じているもので、主な内容といたしましては、県から換地業務の一部を受託しております互理土地改良区が7地区の換地作業を行うわけでございますが、こちらで土地の権利者から選出された換地委員、評価委員による委員会を組織しながら、換地に係る調整作業等を行っていただいております。

通常時の圃場整備の事業であれば、各地区委員会の運営に要する経費等を受益者から事務費として負担をいただいておりますけれども、今回は多くの受益者が被災していること、また、震災から早期復興に向けた取り組みでございまして、土地改良区からの理解と協力の下、事業費負担と同様、事務費負担を権利者の方々からは求めず運営していることから、その費用の一部を町として支援しているというものでございます。

続きまして、(2)番、2点目の吉田東部2期地区の換地業務の進捗状況についてでございますが、現在、整備後の土地の形状、面積確定のために測量を実施しているところでございます。今後は、既に策定されている換地原案に基づきまして、確定測量の成果を反映した換地計画書の作成を年度末を目途に取り組んでいく予定

でございます。

続きまして、3点目の吉田東部2期地区の創設農用地（畑）の進捗状況についてでございますが、ご承知のとおり、有限会社うしちゃんファームの進出撤回以降、関係機関の協力を得ながら新たな事業者誘致に向けて現在取り組んでいるところでございます。

おかげさまで、創設非農用地につきましては、太平洋ブリーディング株式会社における繁殖養豚場の施設用地として、先般、圃場整備事業における権利者の皆様への説明会、そして周辺住民に対する説明会を経まして、現在、土地の売買契約に向けた手続を進めているところでございます。しかしながら、創設非農用地については、現在のところ、事業者の決定にまでは至っておらない状況でございます。

今後も、基本事項としております創設換地予定地の事業面積に変更が生じないこと、事業完了時期に影響が出ないこと、そして当該地の確実な土地利用が行われることを念頭に、関係機関の協力を得ながら早期の事業者誘致に向けて現在も取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今、それぞれ答弁いただきましたけれども、私のほうから質問させていただきたいと思いますが、まず、（1）番目の全体の7地区のそれぞれの、地区名は大体分かりますけれども、それに併せてどのぐらいの面積のハード面の整備を行っているのか、それをお答え願いたい。

それから、2点目については、今抽象的といいますか、今後に向けたお話がありましたけれども、この関係については、7地区の圃場整備事業の、私は一番の問題を抱えているエリアかなというふうに、私はですよ、理解しております。

それはなぜかと申し上げますと、今課長の答弁にあったように、本来であれば1つのハード面の整備をやって、いろいろ換地整備をやって、農耕者に渡せばいいんですけれども、ここは今お話あったように、うしちゃんファームという企業がそこに参入しますと手を挙げたものですから、いろいろな農地と、農地でない非農用地の確保のためにいろいろなハード面の事業、それから事務的な作業が混雑して、そしてそれに伴う今度は農地提供者の問題、ここに太陽光発電もありましたよね、山佐の、約75ヘクタールですね。こういった問題がありまして、いろいろな複雑な要

因が絡んで、今ここは一番ネックになっておりますというふうに私は理解しております。

そこで、これのハード面のパーセンテージ、進捗率どうなんだろうなど、この辺をざっくりでいいですからパーセンテージでひとつお示し願いたいと。

3つ目の吉田東部2期地区の創設農用地、畑の関係ですね。これは、(2)と(3)は関連しますので、一括で答弁してもらって結構ですが、これもやっぱり今言ったように大変な、これは全然、うしちゃんファームが撤退して土地が残ってしまったと。47ヘクタールの農地が穴空いてしまったと。それで残りの、今説明あったように創設非農用地については13ヘクタールあるんですが、ここは幸いに、うしちゃんファームが小屋を建てるところに養豚場が入って、これはプリマハムの子会社が入ってここは救われたと。しかしながら、47ヘクタールが穴空いてしまったということで、今この対応が一番課長も苦勞しているのかなというふうに思いますので、今度はここは今、換地業務が入っております。今のパーセンテージ、この辺はどのぐらい進んでおるのか、その辺のお答えを願いたいと思います。

それから、もう1点、総事業費。これは県の整備事業でありますから、私どもは、例えば令和元年度の事業実績はどうなんだといいますと、実績報告書を見ればこういうことで、今年度は9,000万円何がしか、7,000万円ぐらいかかっておりますかな、事業実績に掲載されてあります。103ページにありますけれども、単年度の事業は分かります。しかし、平成32年度までにおける全体の、ハード面、ソフト面合わせた総事業費というのは分からない。私たちには分からない。どのぐらいになるのかなというその辺を、概算で結構ですから分かれば教えていただきたいというふうに質問いたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 順を追って回答したいと思います。

まず、圃場整備7地区の1,200ヘクタールの内訳となりますが、約といいますか、数字丸めておりますのでご了承いただきたいと思います。まず、荒浜北部が140ヘクタール、高屋・鳥谷崎地区が70ヘクタール、吉田西部地区が320ヘクタール、吉田南部地区が210ヘクタール、吉田中部地区が130ヘクタール、吉田東部1期地区が150ヘクタール、そして最後に吉田東部2期が180ヘクタールで、合計約1,200ヘクタールというような面積でございます。

続いて、吉田東部2期地区の内部の太陽光を含めた創設農用地、非農用地のその面積だと思われるんですが、まず一番大きいのがメガソーラー用地ですが、こちらは特別減歩、こちらで生み出した分が約62ヘクタールぐらいとなります。そのほかに防災集団移転促進事業等で町が取得した分、こちらが大体、12.9ヘクタールなので13ヘクタールぐらいありまして、合わせてメガソーラーの分としては74.7ヘクタールで、山佐さんのほうで利用していただいております。

そして、お話にもありました創設農用地、こちらは今現在まだ決まっていない47ヘクタール、そして創設非農用地、太平洋ブリーディングさんで利用をしていただくことが決定をしておりました、こちらが約13ヘクタールとなっております。そして、そのほかに本来の圃場整備で個人の方々が利用していただける面積が、水田が87ヘクタール、そして畑が24ヘクタールとなっております。そして、そのほかにも県の事業で実施しております太陽光敷地、こちらが町の所有地でございますが、こちらが4ヘクタールというふうな東部2期地区の土地利用の形態でございます。

続きまして、農用地、先ほど農用地といいますか、東部2期の換地までの期間と申しますか、スケジュールということで理解して回答をさせていただきたいと思うんですが、まず、換地までの流れといたしましては、まず確定測量、そして換地計画書の作成、それから権利者全体の権利者会議という流れで、最後に換地処分のお知らせを行って換地というような流れになるわけでございますが、本来、これまでの圃場整備のスケジュールで申しますと、その全体の権利者会議から約6か月後に換地公告ということになります。大まかにですけれども、荒浜北部、そしてこれまでの亘理町の実績から申しますと、そこから大体6か月、そして換地公告から6か月後に土地の清算事務とかに入っていくわけですので、少なく見ても約1年後ぐらい、換地ですね、全体会議から1年後に換地終了になるというように、現在私どもは見込んである次第でございます。

最後になりますが、こちらの圃場整備全体の総事業費でございますが、これは先ほどちょっと急いで計算しまして、町の負担金から逆算していきまして、これも先ほど言ったおおよそになります、約241億円ほどという金額でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） なかなか換地業務が、業務に大分時間がかかる、それぞれ引渡しま

で1年、完了後に1年もかかってしまうというような状況のようでありますけれども、私が言いたいのは、先ほども申し上げましたように、平成23年の復興計画が始まって、復興事業が始まりまして、実際この吉田東部2期地区の圃場整備事業に取り組んだのが平成26年の4月かなというふうに私記憶しているんですが、要はその段階で、ここに土地、パイロット農家組合の人は約226名、200人以上いるんですよ。その土地を持っていた人たちが積極的に、うちの土地出すから、例えば山佐に貸すからどんどん使ってくれと、こういうふうに積極的に協力した方々もおります。

それで、その方々は、今この山佐の関係については、例えば74.9ヘクタールというふうに、私、把握しているんですが、約75ヘクタールですね。これは、山佐から金入っているんですけどね、既に。売却代金、約3億円ぐらいになるのかな、計算しますと。10アール当たり40万円ですから、その約75町歩ですね、それ計算すると分かります。その金が、山佐では支払ったのにもかかわらず、まだいまだに土地を提供した方々に1円たりとも入っていない、支払われていない、こういう現実があるんですよ。

したがって、もう震災からちょうど今日で9年半なんですね、11日。9年半になってもですね、この間、倒れたり亡くなったりした地権者がいっぱい出ているんですよ、高齢者になって。それで、何とか半分でもいいから支払ってもらえないのかというような悲痛な声もあるわけなんです。それで私は、何とか早くですね、一日も早くこの業務遂行をして、この土地を提供した方々に支払っていただきたいものだなというふうに思っております。ひとつ、その辺の考え方について答弁を求めたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 何度も繰り返しになりますが、まず圃場整備、先ほども説明したとおり、亘理町7地区、約1,200ヘクタールを実施いたしております。その中でも、吉田東部2期地区は最後の着手、一番最後の着工時期だったということで、周りの6地区よりも一番遅かったわけでございます。

現在は、その中でも荒浜北部地区、1地区のみの換地しか現在のところ終わっていないという状況でございますので、今後、着手順番からいきまして、現在もう換地業務まで進んでいるのは、先ほどから言っている荒浜北部が終わって、次に吉田中部ですとか、南部とか、順番でいきますとどうしても最後に吉田東部2期がなっ

てしまうということはやむを得ないものと考えております。現在も、補完工事、確定測量などを行っておりますので、それが完了してから換地計画書の作成ということになりますと、実際の権利者会議ができるのは令和3年度になってしまうのはやむを得ないというふうに、今のところ町のほうでは考えております。

しかしながら、先ほどからも質問あるとおり、できる限り早期な、亘理町内、東部2期のみならず、町内全域早期に完了できるように、現在、事業者である県、そして事務の手続を担っていただいています改良区さんと協力しながら進めている状況でございますので、早期に進めたい、進めていくということは、関係者で協力し合っていてやっていますので、再度ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時10分といたします。休憩。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を継続いたします。

2番。鈴木邦彦議員、登壇。

〔2番 鈴木邦彦君 登壇〕

2番（鈴木邦彦君） 2番、鈴木邦彦でございます。

私は、事務事業見直しの成果についてお伺いいたします。

本日、令和元年度の決算状況について、詳細に説明を受けたわけでございますが、令和元年度の予算編成を行う際に、第1段階対象75事業、第2段階対象137事業、総額で4億7,564万2,000円の事務事業の見直しを実施したと報告がありましたが、令和元年度決算におけるその事務事業見直しの成果について伺うものです。

なお、この事務事業見直しに関しましては、平成31年3月の定例会において、同僚議員が予算時における総括質疑を行っておりまして、事務事業見直しを行った経緯を詳細に説明されているわけでありますが、決算ベースで見た場合、この事務事業見直しがどのように反映されたと分析しているのか伺うものです。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 事務事業の見直しの成果についてというご質問についての回答をさせていただきます。

本町の財政状況につきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や施設の老朽化に伴う修繕費の増加、さらには単独事業として実施する復旧・復興事業の影響などにより、近年急速に悪化しました。財政調整基金残高は、ピークであった平成27年度末の約47億7,000万円から、平成30年度末には10億円程度までに減少することが見込まれ、このままの状態では次年度の予算編成ができなくなることから、平成30年9月から10月にかけて、各課長をメンバーとしたプロジェクトチームを編成し、事務事業の見直しを実施したところです。

令和元年度決算における事務事業の見直しの成果につきましては、職員一人一人が本町財政の現状を認識し、経費節減を念頭に置き予算を執行したことなどから、予算編成時点で対前年度比4億7,564万2,000円の削減効果を見込んだものが、決算では不用額等も含め8億5,000万円を超える削減額となりました。これに伴い、近年悪化が続いていた経常収支比率につきましても、94.8%から92.1%へと2.7ポイント改善するとともに、財政調整基金残高の減少も抑えられるなど、事務事業の見直しは本町財政の立て直しに大きな効果があったものと考えております。

一方、令和元年度においては、各種特定目的基金繰入や地方債発行など、臨時的な財源措置も多額であったことから、今後においても行財政改革を継続し、さらなる財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） ただいま財政課長から、いろいろその分析といたしますか、そういう状況だということをお伝え願ったわけですが、私はこの事務事業見直しについて、2つの疑問点を持ちます。

1つは、第1段階は、プロジェクトチームによって事務継続の可否や事業費の妥当性について検証するということなのですが、確かに町の事業を、プロジェクトチームの一員であるここにいらっしゃる課長たちが、自分の課以外の事業を詳細に知るということはとても有意義なものと考えますし、様々な問題提起は提案されているんだと思います。

ただですね、ただ、この事業は予算を削減、とりわけ一般財源を削減しなくては

ならないという目的があるわけで、そうした中ですよ、そうした中、踏み込んだ意見が出せるのかという疑問があります。

それを裏づけるように、実際に大きく削減した項目を見ますと、話の内容は別としてですよ、その数字だけを見ますと、結局のところ、都市建設課や施設管理課、そして生涯学習課の工事関係整備事業の削減が主なものとなっています。ちなみに、令和2年度も資料を頂いたんですけども、第1段階ではほとんど現状維持となっているようです。

それと、第2の疑問点は、第2段階の財政課、当時は企画財政課だったんですけども、財政課においても、結局のところ、工事費等が軒並み削減されています。特に、都市建設課の道路関係の工事費の削減は、各行政区から要望が出されていることを考慮すれば大きな問題と言えます。多くの区長さんたちが、自分たちの側溝を早く直してほしいとか、道路を改良してほしいとか、安全施設を早く造ってくれとか、春先にいろいろな要望が多分出ていると思うんですが、そういったことを考えると本当に大きな問題と言えると思うんですね。

また、各課で予算要求されたものが、昨年度より上回る予算要求に対しては、昨年並み、もしくは前年度の決算並みにするという手法が取られているようです。こうしたやり方が本当に根本的な事務事業の見直しと言えるかどうか、その辺ですね、私は2つ疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 今のご質問にですけども、まず1点目が、そのしわ寄せがまずは普通建設事業にいつているのではないかということが一つ。もう一点が、根本的にどうかということの質問でよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

では、まず、普通建設事業が多いのではということは今ご質問いただきました。確かに、事務事業の見直しという形で実施させていただきましたけれども、先ほどからご説明していますように、一般財源が、議員もおっしゃるとおり、新年度予算編成に向けてもかなり厳しい状況だということで始まった事業になりますので、その中でも扶助費などの経常経費についてはなかなか削減ができないものというふうに認識はしております。そういう関係から、どうしてもそのしわ寄せが、普通建設事業、そういった建設事業に向かってしまうというのは、当然こちらのほうとしても認識しているところです。

ただ、進める中で、その見直しに当たっては、やはり担当課のほうの意見も聞きながら実施してございますので、町の全体的な中での優先順位といたしますか、そういったものに基づいて、まずは経常経費的なもの、その後に普通建設事業という形になってしまったことについては致し方ないのかなというふうにはちょっと思っております。その辺についてはご理解をお願いしたいと思います。

あと、根本的にこういった形でのやり方がどうかというお話かと思うんですけども、確かに事務事業の見直しの手法というのは、様々な手法があろうかと思いません。例えば、外部委員なんかを入れて実施する方法もございますし、そういったいろいろな手法がある中で、今回こういう手法を取らせていただいたのは、繰り返しになりますが、何度もお話ししますが、どうしても一般財源がもうかなり、財政調整基金の残高の減少など、かなり追い詰められていたという言葉があれですけども、新年度予算編成についてもかなり影響が出てくるような状況になっていたということを鑑みまして、緊急的に実施したということでこういうことになって、こういう手法で実施したというのが現状でございます。ですので、こういった手法がいいのかということについては、決してそういうことではないというふうには認識してございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 最後の質問になるんですが、これが私のちょっと核心部分になるんですけども、震災以前ですね。震災以前には、事務事業を各課で評価する手法が行われていたと思います。大分数字的に細かくて、当時、私、班長だったんですけども、随分こまいというか、面倒な仕事をさせるなというようなことで、当時、企画財政課あたりがやったと思うんですけども、そういった手法が取られていたと思います。いわゆる行政評価という形なんですけど、それがですね、復興事業が多忙になり、いつしかそれが行われなくなってきたんですよ。きているんです。きちやったんですね。

そういったことを踏まえて、本来、事務事業の見直しは課の中で、課長あるいは班長が中心となって、自分たちがこれまで行ってきた事務事業がいかに効率的に行われているかを評価しなければいけないと思うんですよ。これは至極当たり前の話なんですけど、今回の主要な施策の成果と予算執行の実績報告、一通り目を通し

ました。これを書いている人の癖もあるのか分かりませんが、随分ちょっと理屈に合わないようなものが結構あります。例えば、9,600万円の事業があるのに、主立った事業というのがゼロ件ゼロ円、ゼロ件ゼロ円というような表記の仕方とか、そういったものがあるんですよ。

そうすると、どれだけここにいらっしゃる課長たちが、自分たちの事業をしっかりと見つめて、自分たちの予算をしっかりと見つめて対応しているのか。一般質問の中でもそうでしたけれども、そういった計画をしっかりとどういうふうにしてやろうとしているのか。そういったことを踏まえてね、確かにプロジェクトチームを組んで、事業をある意味公開しているんですよ、公開をして査定を行うことも一つの手法だと思いますけれども、先ほども言ったとおり、すごく当たり前のことですが、本来担当する課で事業評価をしっかりと予算要求に臨むべきだと考えますが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ただいまのご質問になりますけれども、行政評価関係のお話もありましたけれども、まず、今回のプロジェクトチーム会議につきましても、基本的な進め方といたしましては、こちらのほうで単独事業といたしまして多額なものとか、あとは継続的にずっと行っている事業、そういったものを取り上げまして、各課のほうに、こちらの来年度に向けての取組といたしますか、そういったものを出していただいております。その中で、各課のほうでその内容を、廃止、休止、もしくは現状維持、あとは減額、増額、新規、そういったものも含めて判断した上で、プロジェクトチームのほうにその内容を上げてもらってございます。

今度、プロジェクトチーム会議のほうでは、その内容を受けて様々な意見、各課長が委員ですがけれども、これまでの行政経験なり、もしくはあまり自分に関わっていなかった事業になんかについては、逆に新鮮な目でそういった事業を見られるということもございましたので、そういった手法を取り入れて、最終的にその意見を各課のほうに持ち帰ってもらって判断していただいておりますので、自分の事業をしっかりと見るという手法は、その中でも取り入れたような状況で、この事務事業の見直しは実施させていただきました。そういうことになります。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 各課におけます、その年、その年度でやった事業の評価、事務事

業の評価ですね、それについてはこれまでも各課で実施しておると思いますし、それに基づいて次年度の予算要求というのをずっと行ってきたと考えております。

その根本となるものについては、行政改革大綱等もございますので、そちらのほうを今後また新たに見直すという形にもなっておりますので、それに従って今後も、職員の意識改革も含めてやっていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦彦議員の質疑を終結いたします。（「ありがとうございました」の声あり）

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第10号までの10件については、本町議会の先例により、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、先日開催の議会運営委員会並びに全員協議会で事前協議し、了承された委員を選任したいと思います。

委員長に森 義洋委員、副委員長に小野明子委員を選任することについて、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員長に森 義洋委員、副委員長に小野明子委員を選任することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の規定による権限を委任いたします。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました認定第1号から認定第10号まで

の10件については、会議規則第45条の規定により、9月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件については、9月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

9月14日からは決算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、決算審査特別委員会につきまして、説明員の人数が多く、会場も暑くなることが予想されるため、説明員、議員の上着着用なしでの入場を許可いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時28分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 邦彦

署名議員 木村 満